

# がん患者 社会保険制度・ お金ガイド



～がん患者が利用できる社会保険制度編～

がん患者就労支援ネットワーク 山岸勉 石川光子 前田康彦 吉川和子

# がん患者を支える 社会保障制度の4つの柱

社会保障制度の  
一つ

## 1. 社会保険

(医療保険、年金保険、雇用保険)

あらかじめ保険料を出し合い、病気・災害・失業のリスクにあった場合、必要なお金やサービスを支給する制度

## 2. 公的扶助

(生活保護)

経済的な理由で生活が困窮している者に対し、最低限の生活を保障する制度

## 社会保障制度

申請しない限り利用ができません！

## 3. 社会福祉

(身体障害者福祉、高齢者福祉)

社会保険と公的扶助の中間に位置し、障害者等に生活を保障する制度

## 4. 公衆衛生

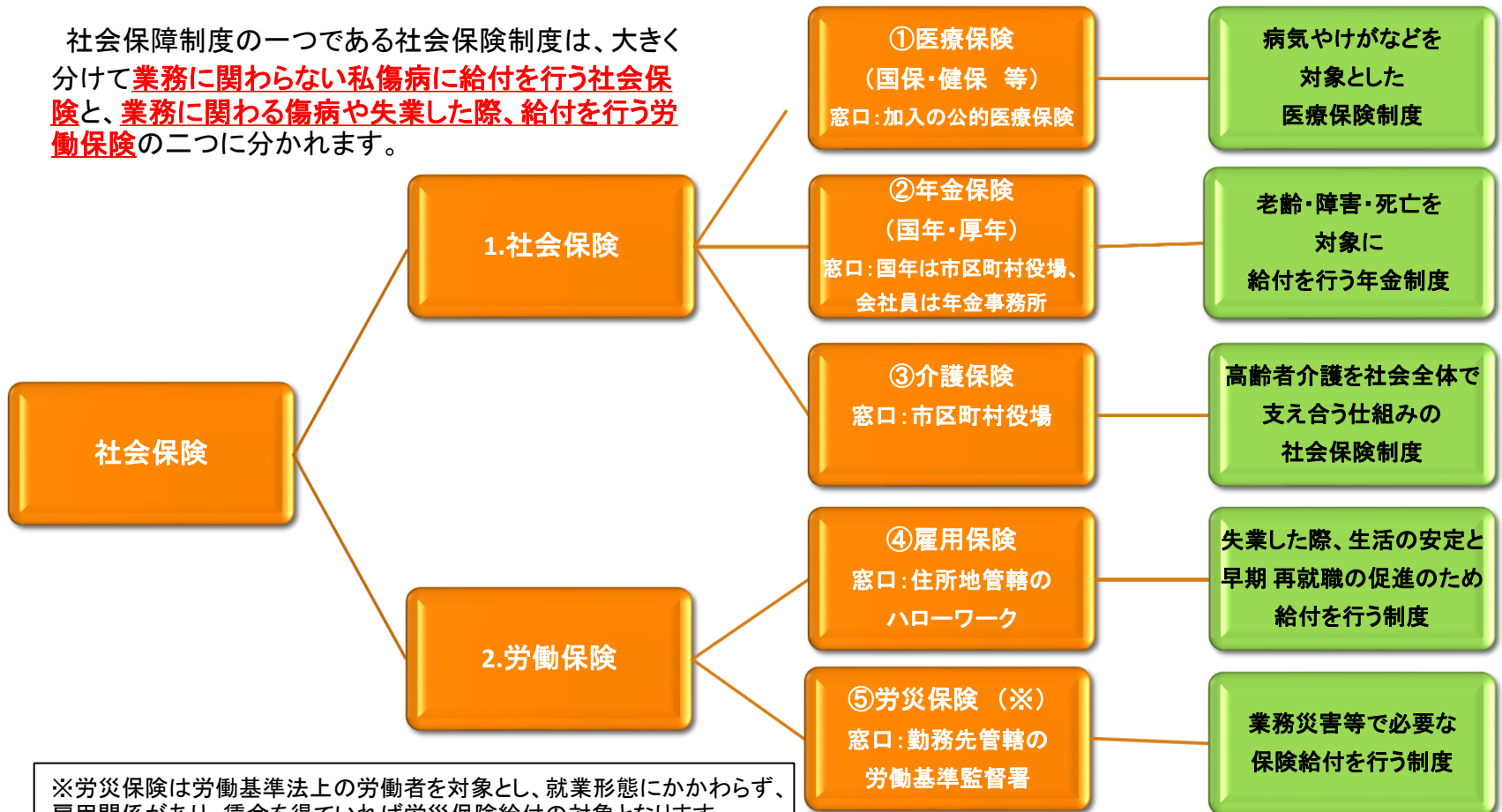
(予防接種、感染者予防)

病気にかからないように、予防や衛生環境を整える制度

※がんに罹患した場合、上記4つの社会保障制度が支えます。ただし、申請しない限り各制度の利用ができないのでご注意ください！

# 社会保険制度を知ろう！

社会保障制度の一つである社会保険制度は、大きく分けて**業務に関わらない私傷病に給付を行う社会保険**と、**業務に関わる傷病や失業した際、給付を行う労働保険**の二つに分かれます。



※労災保険は労働基準法上の労働者を対象とし、就業形態にかかわらず、雇用関係があり、賃金を得ていれば労災保険給付の対象となります。

# がんで困ったら使える 主な社会保険制度一覧

業務に関わらない傷病

## ・医療保険

- 高額療養費(ア)  
(限度額適用認定)
- 傷病手当金(イ)  
(健保のみ)

病院にかかった



## ・年金保険

- 障害年金(ウ)

障害が残った



## ・雇用保険

- 基本手当

退職した



## ・医療保険 + 介護保険

- 高額介護合算療養費制度
- ・介護保険
  - 訪問看護など  
様々なサービス

要介護状態になった



## ・年金保険

- 遺族年金
- ・医療保険
  - 埋葬料

働き手を亡くした



業務に関わる傷病

## ・労災保険

- 療養補償給付
- 休業補償給付  
+ 特別支給金

病院にかかった



## ・労災保険

- 障害補償給付  
+ 特別支給金
- 傷病補償年金  
+ 特別支給金

障害が残った



## ・雇用保険

- 基本手当

退職した



## ・労災保険

- 介護補償給付

要介護状態になった



## ・労災保険

- 遺族補償給付  
+ 特別支給金
- 葬祭料

働き手を亡くした



※各制度についての解説は、P5～P9をご覧ください。

※上記(ア)(イ)(ウ)は利用度の高い制度であるため、申請等についてP10以降をご参照ください。

# <制度解説> 病院にかかり 高額な治療費、休業時の収入低下で困った！

社会保険制度	利用できる制度		相談窓口
医療保険	高額療養費 (限度額適用認定)	<p>同一月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分があとで払い戻される制度。なお、高額な医療費の支払いに充てるため、高額療養費が支給されるまでの間、無利子の貸付制度がある。また、医療費が高額になることが事前にわかっている場合、「限度額適用認定証」を事前に準備し提示する方法もある。</p> <p>→ P10参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽ</li> <li>・組合健保</li> <li>・市区町村役場</li> </ul> <p>※加入の公的医療保険が窓口です</p>
	傷病手当金 ※健保のみ	<p>病気休業中に被保険者(健保に加入している方)とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給される。</p> <p>→ P11参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽ</li> <li>・組合健保</li> </ul> <p>※加入の公的医療保険が窓口です</p>
労災保険	療養補償給付	<p>療養補償給付は、「療養の給付」(現物給付)と「療養の費用の支給」(現金支給)の2種類あり、労働者が業務上の傷病により療養を必要とする場合に支給される。なお、「療養の給付」が原則となる。</p> <p>→ 必要な療養の給付を支給する(よって治療費の負担なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準監督署</li> </ul>
	休業補償給付	<p>業務上を原因とする疾病により、休業せざるを得ない状況になった場合、休業中の所得を補償する。</p> <p>→ 休業4日目から休業1日につき、給付基礎日額60%相当額が支給され、さらに特別支給金も支給される</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準監督署</li> </ul>

※ 医療保険制度では上記制度以外、保険外診療を受けた際、厚生労働大臣の定める「評価療養(先進医療等)」と「選定療養(180日以上の入院等)」については、「保険外併用療養費」として保険診療との併用が認められています。詳しくは加入の公的医療保険窓口へ。

# <制度解説> 障害が残り 生活・仕事が制限され困った！

社会保険制度	利用できる制度		相談窓口
年金保険	障害年金	<p>病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合、現役世代も含めて受給できる年金。 障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やケガで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」を請求できる。 ただし、支給要件があるので、相談窓口にてご確認を。 → P12～参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金事務所</li> <li>街角の年金相談センター</li> <li>市区町村役場</li> </ul> <p>※国年は市区町村役場、会社員は年金事務所。街角の年金相談センターは厚年・国年の相談が可能</p>
労災保険	障害補償給付	<p>業務が原因となった疾病が治ったとき、身体に一定の障害残った場合、障害補償給付が支給される。 なお、一定の障害とは、1級から14級まで身体の障害状態により定められている。 → 障害等級に応じ障害補償年金や障害補償一時金が支給され、さらに特別支給金も支給される</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働基準監督署</li> </ul>
	傷病補償年金	<p>業務に関わる傷病が、療養開始後1年6か月を経過した日または同日後において「傷病が治癒しておらず」「傷病による障害の程度が傷病等級に該当する」とき、傷病補償給付が支給される。 → 障害の程度に応じ、定められた給付基礎日額分の年金が支給され、さらに特別支給金も支給される</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働基準監督署</li> </ul>

# <制度解説>

## 退職や

## 要介護状態になり困った！ ①

社会保険制度	利用できる制度		相談窓口
医療保険 + 介護保険	高額介護 合算療養費 制度	同一の医療保険(国民健康保険、後期高齢者医療制度、会社の健康保険など)制度に属する世帯の者が、毎年8月から1年間に医療保険と介護保険サービスの両方を利用しており、その自己負担額の合算が自己負担限度額を超えた場合、加入する公的医療制度窓口に申請することにより高額介護合算療養費が支払われる制度。ただし、医療保険・介護保険の自己負担額のいずれかが0円であった場合は支給されない。 なお、70歳未満の者については、医療保険の自己負担額が21,000円以上ある者が合算対象となる。  → 詳しくは相談窓口にてご確認を	・協会けんぽ ・組合健保 ・市区町村 役場  ※加入の公的医療保険が窓口です
介護保険	「施設を利用するサービス」 「自宅で利用するサービス」 「生活環境を整えるためのサービス」等	介護保険は、高齢者介護を社会全体で支え合う仕組みの社会保険制度だが、40歳からでも介護認定された方であれば、サービスを利用することができる。 ただし、がんの場合、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに利用が限られる。 → 障害年金や、他の社会保障制度と合わせた利用が可能。詳しくは地域包括支援センターまたは、市区町村役場にご確認を	・市区町村役場 ・地域包括支援センター

## <制度解説>

# 退職や

# 要介護状態になり困った！ ②

社会保険制度	利用できる制度	相談窓口
雇用保険	<p>基本手当</p> <p>一般被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにも関わらず職業に就く事が出来ない状態の場合、離職日より前2年間に、被保険者期間が12か月以上(疾病等により自己都合で離職した特定理由離職者の場合は、離職日より前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上でも可)ある時、受給できる。</p> <p>なお、受給期間は原則1年となるが、疾病などを理由にすぐ職業につけない場合、受給期間の延長が可能。ただし、傷病手当金との併給は出来ない。</p> <p>→ <b>基本手当の日額は、原則、離職前6か月の賃金を平均した1日分の45%～80%を乗じて得られた額となる(下限額、上限額あり)</b></p>	<p>・住所地管轄のハロワーク</p>
労災保険	<p>介護補償給付</p> <p>障害補償年金、傷病補償年金の受給者のうち、第1級、第2級の精神・神経、胸腹部臓器障害のある者で、現に介護を受けている場合、支給される制度。</p> <p>→ <b>常時介護の場合、介護費用として支出した額を支給。ただし、上限額あり。また、親族等の介護によっても額が変わるため、詳しくは相談窓口にてご確認を</b></p>	<p>・労働基準監督署</p>



# <制度解説> 生計維持者を亡くして 困った！

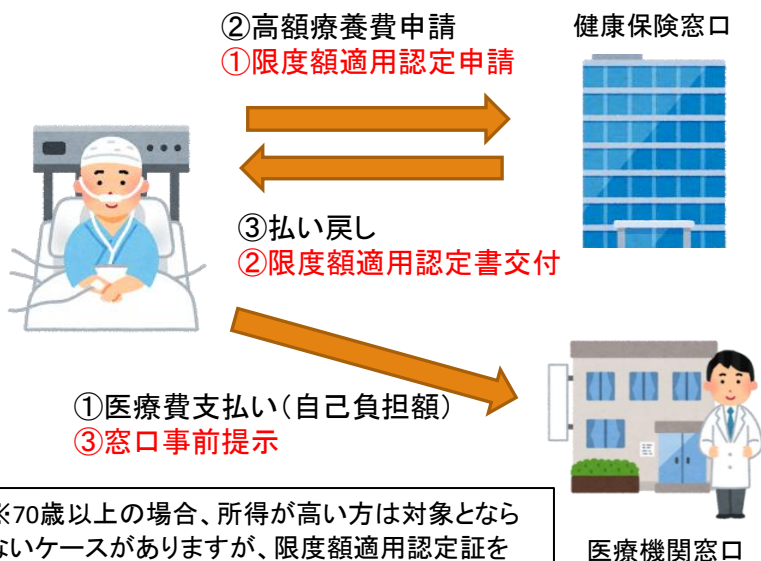
社会保険制度	利用できる制度		相談窓口
年金保険	遺族年金	<p>国民年金または厚生年金保険の被保険者(被保険者であった方)が亡くなったとき、その方により生計を維持されていた遺族が受けることができる年金。</p> <p>遺族年金には、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」があり、亡くなられた方の年金の納付状況により、いずれかまたは両方の年金が支給される。</p> <p>→ 受給できる方の要件があるため、詳しくは相談窓口でご確認を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金事務所</li> <li>街角の年金相談センター</li> <li>市区町村役場</li> </ul> <p>※国年は市区町村役場、会社員は年金事務所。街角の年金相談センターは厚年・国年の相談が可能</p>
医療保険	埋葬料	<p>被保険者が死亡したときは、埋葬を行った家族(被保険者に生計を維持されていた人であれば受給可能)に支給される。</p> <p>→ 埋葬を行った家族に埋葬料が支給される。なお、会社員の場合、被保険者が退職した後お亡くなりになった時は、一定要件に該当すれば埋葬料が支給されるケースもある。詳しくは相談窓口でご確認を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会けんぽ</li> <li>組合健保</li> <li>市区町村役場</li> </ul> <p>※加入の公的医療保険が窓口です</p>
労災保険	遺族補償給付	<p>業務が原因で亡くなった労働者の遺族に対し、遺族補償給付金が支給される。</p> <p>→ 遺族の数により定められた給付日額分の年金等が支給され、さらに特別支給金も支給されるが、受給できる方の要件があるため、詳しくは相談窓口でご確認を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働基準監督署</li> </ul>
	葬祭料	<p>業務が原因で亡くなった労働者の葬祭を行った場合、支給される。</p> <p>→ 原則、315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額が支給される</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働基準監督署</li> </ul>

# <利用度の高い制度>

## (ア) 高額療養費制度(限度額適用認定)

- 高額療養費とは、同一月(1日から月末まで)にかかった医療費が、自己負担限度額(※)を超えた場合、申請することで払い戻される制度です。ただし、世帯で自己負担額を合算できるケースや、高額負担が年で一定月数を超えた場合、自己負担額が下がる多数該当となるケースもあり、制度が複雑なためご利用をお考えの際は加入の公的医療保険窓口にご相談下さい。

### <申請の流れ> (矢印黒字記載:高額療養費の流れ 矢印赤字記載:限度額適用認定の流れ)



※70歳以上の場合、所得が高い方は対象とならない場合がありますが、限度額適用認定証を事前に交付しておく、入院時窓口で提示することで、支払いが自己負担限度額までとなります。

### 70歳未満の方の区分 (※自己負担限度額) 出典:全国健康保険協会ホームページより

平成27年1月診療分から

所得区分	自己負担限度額	多数該当※2
①区分ア (標準報酬月額83万円以上の方) (報酬月額81万円以上の方)	252,600円+(総医療費※1-842,000円)×1%	140,100円
②区分イ (標準報酬月額53万円~79万円の方) (報酬月額51万5千円以上~81万円未満の方)	167,400円+(総医療費※1-558,000円)×1%	93,000円
③区分ウ (標準報酬月額28万円~50万円の方) (報酬月額27万円以上~51万5千円未満の方)	80,100円+(総医療費※1-267,000円)×1%	44,400円
④区分エ (標準報酬月額26万円以下の方) (報酬月額27万円未満の方)	57,600円	44,400円
⑤区分オ(低所得者) (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

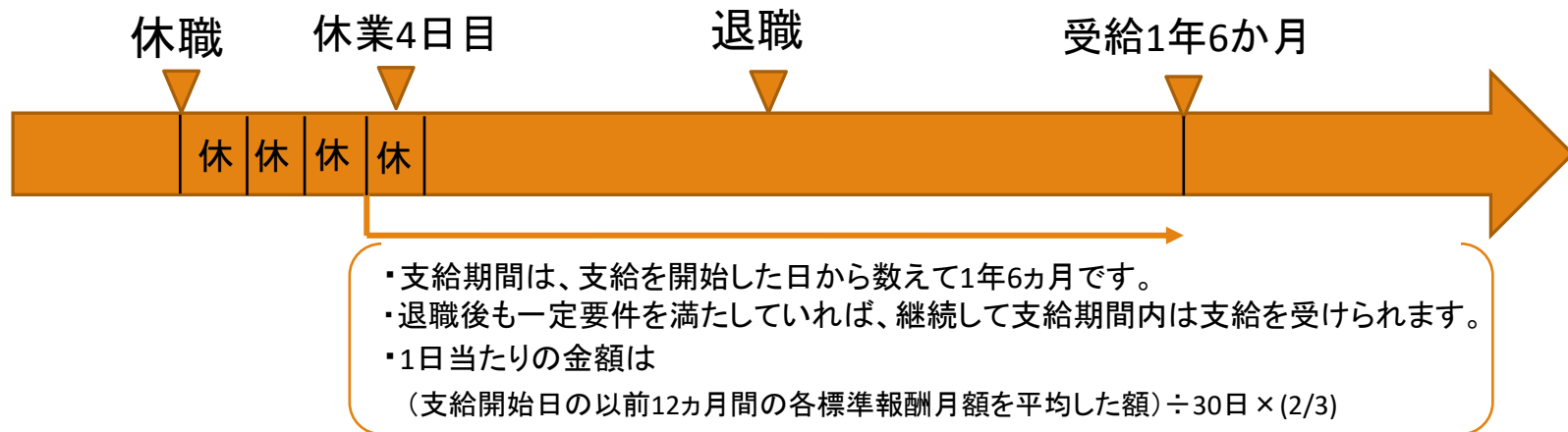
※1 上記は2020年1月現在、協会けんぽに加入の70歳未満の者の自己負担額ですが、70歳以上の方の自己負担額は別に定められています。加入する健康保険のHP等でご確認下さい。

※2 多数該当とは、直近12か月以内に3回以上高額療養費を受けた場合、自己負担額が4回目以降下がる仕組みです。

# <利用度の高い制度>

## (イ) 傷病手当金

- 傷病手当金は、被保険者が病気のために働くことができず、給与の支払いがなく(もしくは少額)、会社を休んだ日が連続して3日間(待期期間)あれば、4日目以降、加入する協会けんぽ(組合健保)に申請することで傷病手当金が休んだ日に対して支給されます。
- 待期期間は、年次有給休暇や会社所定の休日であっても連続3日あれば成立します。



※ 傷病手当金と基本手当(雇用保険)は併給できませんが、時期をずらすことでそれぞれを受給ができます。

※ 同一の傷病等による厚生年金保険の障害厚生年金または障害手当金を受けている場合、傷病手当金は原則、支給されません。

※ 傷病手当金は、支給期間にいったん復職するも再度労務に服することが出来なくなった場合、短期間の復職であれば同一傷病の初発として支給期間内まで傷病手当金を受給することが可能ですが、相当期間職場復帰されていた場合、「社会的治癒」とみなされ、その後の傷病手当金の支給は各健康保険の判断に委ねられます。

<利用度の高い制度>

## (ウ)-1 障害年金・要件

### ～初診日が国民年金加入期間の場合～

#### 障害基礎年金

##### 支給要件

1. 国民年金に加入している間に、障害の原因となった病気について初めて医師等の診療を受けた日(これを「初診日」という)があること  
※20歳前や、60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間)で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含む。
2. 一定の障害の状態にあること(障害等級1級～2級)
3. 保険料納付要件を満たしていること  
※初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要。ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はない。  
(1)初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されている  
(2)初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がない

##### 障害認定

- 初診日から1年6ヶ月を経過した日(その間に治った場合は治った日)または20歳に達した日に障害の状態にあるか、または65歳に達する日の前日までの間に障害の状態となった場合  
※例えば、初めて医師の診療を受けた日から1年6ヶ月以内に、次に該当する日があるときは、その日が「障害認定日」となります。
- (1)人工肛門の造設、尿路変更術を施術した場合は、造設又は手術を施した日から起算して6ヶ月を経過した日
  - (2)新膀胱を造設した場合は、造設した日
  - (3)切断又は離断による肢体の障害は、原則として切断または離断した日(障害手当金または旧法の場合は、創面が治癒した日)
  - (4)喉頭全摘出の場合は、全摘出した日

※詳細は市区町村役場等にお尋ね下さい。

<利用度の高い制度>

## (ウ)-2 障害年金・要件

### ～初診日が厚生年金加入期間の場合～

#### 障害厚生年金

##### 支給要件

1. 厚生年金に加入している間に、障害の原因となった病気について初めて医師等の診療を受けた日(これを「初診日」といいます。)があること
2. 一定の障害の状態にあること(障害等級1級～3級)
3. 保険料納付要件を満たしていること  
※初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要。
  - (1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されている
  - (2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がない

##### 障害認定

- 初診日から1年6ヶ月を経過した日(その間に治った場合は治った日)に障害の状態にあるか、または65歳に達する日の前日までの間に障害の状態となった場合
- ※例えば、初めて医師の診療を受けた日から1年6ヶ月以内に、次に該当する日があるときは、その日が「障害認定日」となります。
- (1) 人工肛門の造設、尿路変更術を施術した場合は、造設又は手術を施した日から起算して6ヶ月を経過した日
  - (2) 新膀胱を造設した場合は、造設した日
  - (3) 切断又は離断による肢体の障害は、原則として切断又は離断した日(障害手当金又は旧法の場合は、創面が治癒した日)
  - (4) 喉頭全摘出の場合は、全摘出した日

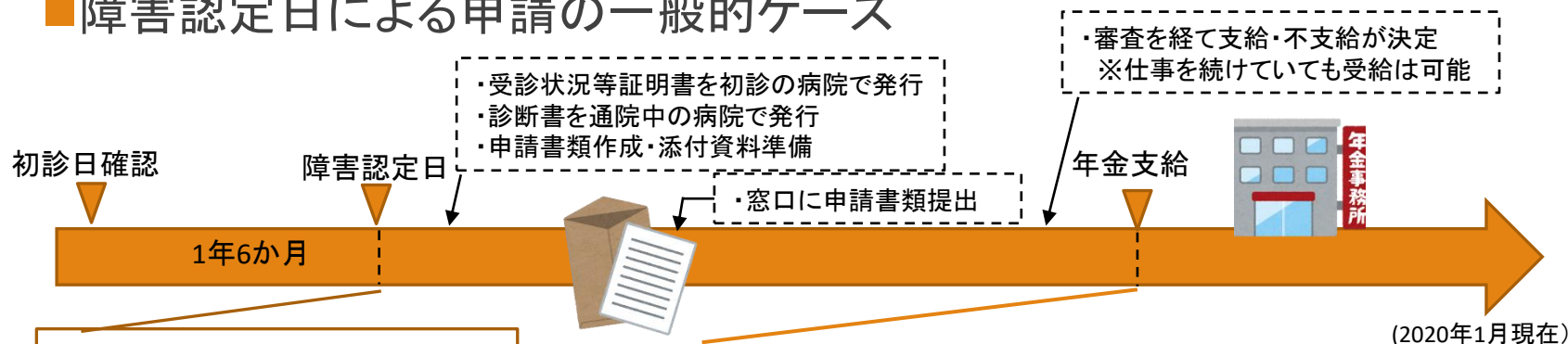
※詳細は年金事務所にお尋ね下さい。

<利用度の高い制度>

## (ウ)-3 障害年金・申請

# ～障害認定日による申請の場合～

### ■障害認定日による申請の一般的ケース



障害認定日に国民年金法施行令・厚生年金法施行令(別表第一)に定める障害等級1級、2級または3級の状態にあるときに障害認定日の翌月(※)から年金が受けられます(ただし、一定の資格期間が必要です)。

なお、請求書に添付する診断書は、障害認定日時点の症状がわかるものが必要です。(請求する日が、障害認定日より1年以上過ぎているときは、請求手続き以前3ヶ月以内の症状がわかる診断書も併せて必要)

(※)時効による消滅のため、遡及して受けられる年金は5年分が限度です。

#### 障害基礎年金

【1級】780,100円×1.25+子の加算

【2級】780,100円+子の加算

※子の加算

第1子・第2子 各 224,500円

第3子以降 各 74,800円

※子とは次の者に限る

(1)18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子

(2)20歳未満で障害等級1級または2級の障害者

#### 障害厚生年金

【1級】

(報酬比例の年金額)×1.25+[配偶者の加給年金額×(224,500円)]

【2級】

(報酬比例の年金額)+[配偶者の加給年金額×(224,500円)]

【3級】

(報酬比例の年金額)最低保障額585,100円

※その方に生計を維持されている65歳未満の配偶者がいるときに加算されます。